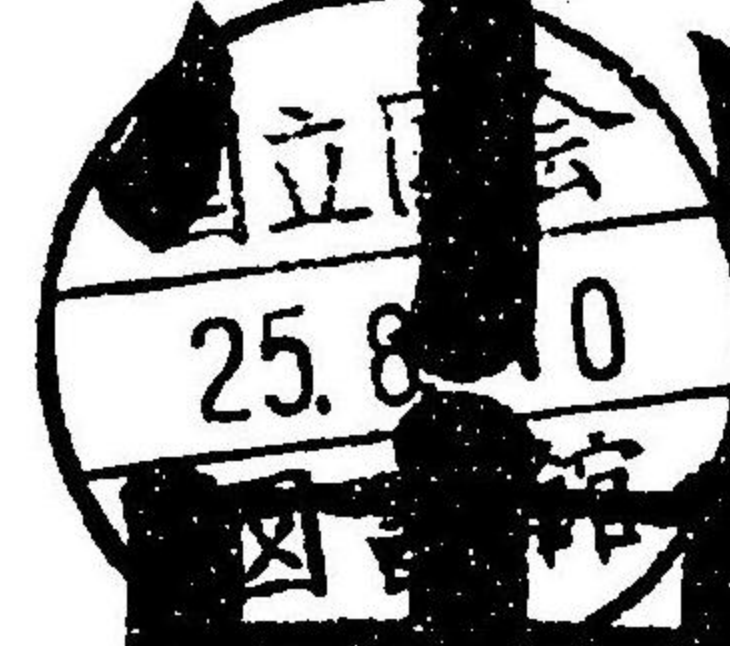


田口卯吉著

日本開化史

田口氏藏



210044

日本開化小史卷の三目録

第五章

鎌倉政府治世の間小政府と大名との關係變せし事

王室より鎌倉政府を覆はんとせらるる事

王室を助くるを正道なきと稱贊する源由

楠氏の武略

鎌倉政府の滅亡

後醍醐天皇治世規律なき事

武人望を失ひ源氏の二胃を奉戴する事

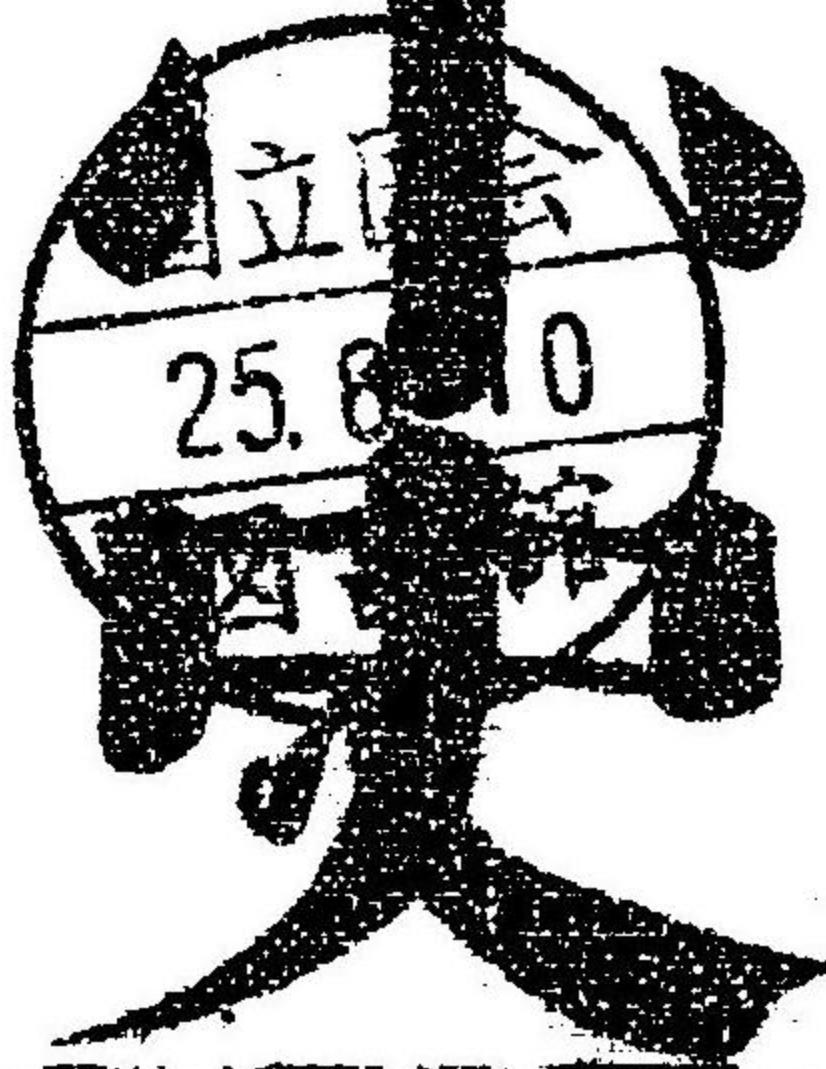
南北朝の戦

日本開化小史 卷三 目録

田口卯吉著

日本開化史

田口氏藏



210044

日本開化小史卷の三目録

第五章

鎌倉政府治世の間小政府と大名との關係變せし事

王室より鎌倉政府を覆はんとせらるる事

王室に助くべきを正道なきと稱贊する源由

楠氏の武略

鎌倉政府の滅亡

後醍醐の治世規律なき事

武人望と失ひ源氏の二曾と奉戴する事

南北朝の戦

日本開化小史卷三目録

南北第六章

南北戦争の後國家の存様と新造の事

封建の分派膨脹の源由

大名の権強と統一の政府の事

豪族の驕奢甚たしくして開化の器藝進みし事

且本の人此豪族を配下し其有様源由

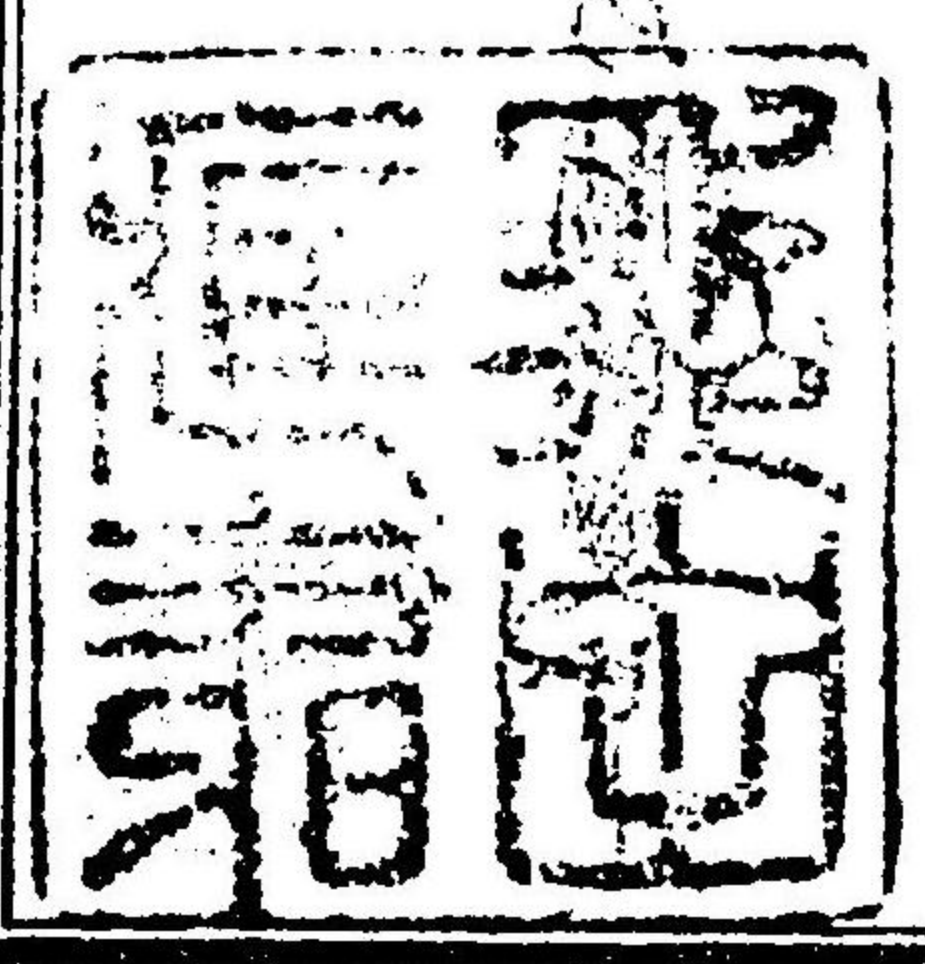
應隆の亂餘會類敵も難からしむる事

戦國の事

戦國の世の同小類敵と大名の

第五章

鎌倉政府の組立ハ緻密にして善く國家の權衡を保ちし事



日本開化小史卷之三

田口卯吉著

第五章

鎌倉政府の滅亡より南北朝の戦まで

鎌倉政府の組立ハ緻密にして善く國家の權衡を保ち

しうて海内久しく穩うしめて人民泰平の澤と樂み

し加とも其泰平こそ實に後來の禍と胚胎して此政

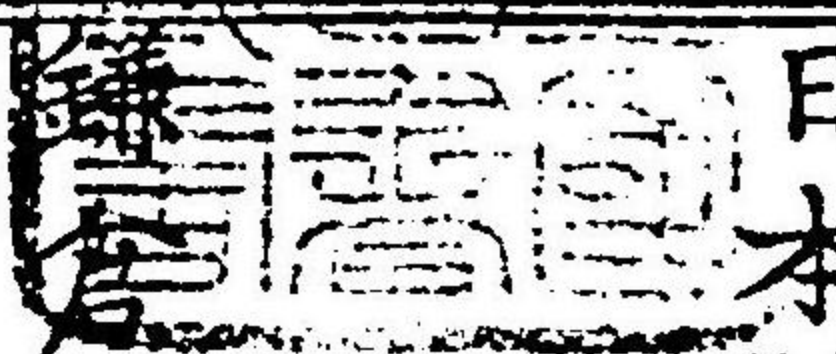
府を滅亡せしむれば見えしを抑て前章に説き示

せし如く鎌倉政府が關東有功の武士代守護或る地頭

を補して諸國に配布したる彼の剛勇にして死を惜

まざる土着の武夫と統管せしむれば主意を出て地方

を制するの策に成りしとみれば此ども數世代經る小及ひ



て此守護地頭等も又諸國の武夫の一人とふりて最早
政府の爲ふ計るの人にあらずを所謂集惡の者の成鎮む
る人よへあらずで寧ろ集惡の者ぞ棟梁とて變るなり
是を其いふれなきは抑こ人情の忠義と知るハ
利害と共ふすは發するもれあり彼の守護地頭等が
當初關東の忠臣たる所以のもれハ政府と痛癢利害
を共ふたふ爲りなき其職を鎌倉より命をす所に
とて親族友人も多く關東あり言語風俗も關東親
密にして關東の事と惡く様言ハるへ自己まで
肩身狭く思ふ程ありが爲りなき然れども遠る者益
く疎るハ人情の常れきを數世の後及いてハ友人と

既ふ去り親族までも互に打忘き政府と其關係も次第
弛み却て其土地に人民と親密になり其生土の愛情
を生く其武夫と痛癢利害と共ふ其國人の榮辱を就
てハ自己亦た喜怒と同多ふ至れりは其を始りハ
政府の爲りハ武夫を姦濫と抑へ其高名心を制して
とも終りにハ武夫と使用して自己の高名と輝うさん
と心掛り且つ其守護地頭は職ハ代々武夫に長
たものゆて應令の郎黨を養はざらざら定り
なきを末代に及びてハ式目の制を背きて地頭まで盜
賊を平けたる功を誇きそのも見えりされを守護
地頭ハ外形ハ變化ふけきとも内實ハ於てハ最早鎌

倉政府と利害と共小をほものとも見えど鎌倉政府の忠節と盡すものとも見えど純然たる封建の一貴族として政府を其他の黨派なき自己に利益あり方武夫と帥ひて馳加らんとする有様とふれり

社會の有様やうに變化し守護地頭と政府との關係大に緩みうとも彼の祖先此時盛ふり武勇の氣ハ此時小及ひても更に衰ふ事なく却る豪勇の氣風久しく打繼ぎたりが為る更に然諾と重むの氣と武夫小與へたが如く抑く道理代考へ是非と質そハ無學ふ武夫の天性好む處を其與する所ハ必しも正邪曲直と問はる國家の利害ありに關せ

を唯た一度與カたり人の為り小を死に至るまで變ぜざるを以て快とし世の人も是を見て天晴れ大剛の者やと稱したり此等の實例ハ當時此史上小歴くは蓋し任俠と尊ひ一諾と重むの氣と所謂為難きを為さんとの心小發すはまの如きは彼の勇敢剛猛の武夫等小此風俗あり固く驚く小足らざるなり社會の有様此の如く人心の有様此の如き及んで鎌倉政府を宜しく舊例を墨守せしめて適當の處分と施さばつべうらざるべし凡て隱然の變化を容易に認り得難き者なりがゆゑに此を防くの術小心付らざるのみならず泰平小狎を驕傲の風自ら出で來りて地方

の武族も對するも復た祖先の如く敬禮と盡をもふく其自ら居るも復た祖先の如く謙謹ふるをれ一殊も末代に至りては政府の威權全く北條氏の家臣に手は落ちて假令外部の撞動なきも内部を潰裂の勢と来さんともゆる有様なりき

是れ千九百九十年の頃に至るまで社會の内も胎胎たりし現像なきをくふ時及ひて九十六代の天皇後醍醐鎌倉政府と打滅し公家一統の世となさんと此隱謀と企くらきより抑く此事一朝一夕の故もあらざる二千年代の始りも皇統二流に分ちれ一と大覺寺殿と稱し一は持明院殿と稱し此兩流共し八十九代の後嵯峨

天皇よも出てたるとれなき蓋し承久の亂後鎌倉政府の威權漸く王室及び繼位の君と選ひ奉る事共ありしを後嵯峨は二子後深草第二子龜山第三子の子孫繼位と争ひしに至りて之を選むの權を全く鎌倉政府の手も落ちたり鎌倉政府は是時の前も攝政の特權と專有せる氏族を五流に分ち相争はしりて以て大其威權と殺きたる事あり故も此兩流の分るはに及ひて大覺寺流も後嵯峨は望族属されし者明なる證跡もと明るれきとて王室を以て常も鎌倉政府に委頼せしりんが為りも兩流交立の議と定めたり然るに此事其期もる處を得ざりて却も大覺寺流の激怒と醸し終

小後醍醐に至りて最も其意を伸んとぞせうれけ不然
まども此時猶ほ藤原氏以來の柔弱な氣風京洛の間
感うて王家も公家も皆ふ此暗霧小掩ハれまを後
醍醐の是隱謀と企てらるゝふ於て唯だ頼む所を當時
強大なる僧黨と然諾を重むは大名との武力を藉りて
政權を王室に復せんともする事及び従前より此慣手法
なる呪咀祈禱を以て怨敵を退散せんともする事此二事
小限なり北條氏の政道ハ衰へたりと雖も未だうく人
頼むなる企を以て容易に打撃をべうらばまうは一
回小敗も二回も敗れて謀と與らふ公家僧侶武士等ハ
夫々の刑に處せらるゝ天皇西州小幸して波風も静か

四海の内又治まりぬらんと見えたり
凡て人類の沈淪せよと見る小忍びさよそのなふ小別
きて高貴の人ハ零落したるほど人の心ハ傷ま志む
ものもあらばふべし殊小神孫の教へ昔も治祿の時に
當りて社會の上位小立きせらば、天皇の身に置き處
なきまでに落ぶれ玉ふを見よ小於てハ之が臣子た
まふと黙止する能はさるべきなり況してや然諾と重
く死後恐まぶる氣風感あるの世小於てとや後醍醐
の笠置小在せらるゝや楠枝僅も夢と護り六波羅に臨
まふ、や極輿小身と汚し玉へりか、類の事共ハ最
も嚴しく人情ハ感衝をふすのにて因習の久しハ此感

覺ハ終小世ハ馴言とふりて之ヲ為小兵役起を正義舉
として稱之加爲一命を捨つを正理として贊す
小至きり是れ其故なきにあらざる蓋し此舉や全く一身
の私を離れて其身命を抛て他人の利益を計らざる
人々皆不是を以て善事を爲し心を決し人々最も為
し難き事を此を世之成稱して剛の者とせり既に之を
善事と決し且つ之小高名の存を以てことばまを數郡と
領一隊を帥る大小名等ハ内部の感動を激せらるる
外部に稱譽を誘ハ此後醍醐の西行の時と當り既に
諸方小城廓と築き兵器と執りて鎌倉政府を叛くも此
多うなり

然りと雖も社會の動靜を自ら因襲の餘勢を抑へられ
て未だ俄に轉換をせらるるも此あり鎌倉政府の舉
措ハ既一人情の惡む所と出て輿論の正とする所に背
きて地方の大名等皆能く之小叛かんと欲せむと雖
も社會因襲の餘勢を猶之と維持を以て十分ありき是
時と當て鎌倉政府ハ威望既天下と吞み入れ各人
皆之に叛くを欲せむと雖も又皆之小叛くこと欲危
りて既小之を危むるときは即ち政府の催促小應せむ
と得る政府の催促に應じて以て敵小向ふるときは即ち
勇奮して以て勝利を得んと欲せむ是れ人情の常
として社會の事之が為り小静寧小歸するを寧ろ多か

るべし北條氏の命に従ふもの百萬騎心服せざらばものなきふあらざる然れども京攝の地方小轉戦して殆んど諸方の城廓を攻め破り天下亦た承久此昔の如くならんとぞ見えたる

斯く社會因襲の餘勢を當時の人心を制御するに力と具へたまども一人の智略を以て之と轉覆し遂小其潮流と返動せしむるにこそ恐るしけ此時楠正成と云へる人あり千餘の孤軍を以て藁爾たる孤城の内小籠り取て戦と為さざりしととも實に能く百萬の銳氣を挫き其結合を解き敵を以て其攻むる所を知らざらしめたり敵其攻むる所と知らず故に鎌倉政府の威望即ち地

小墮ち之と維持するに繩索次第小弛緩し諸方の武族として皆を其領地小據て其一族良黨を率ひ鎌倉政府小叛くを敢せしむるに念代胸裏小蓄へしむたり夫を社會の未だ進まざる小當て人心を維持をべきと此を門地の貴賤と兵馬に權力とを先存する也人民の權利社會の公益等ハ未だ以て人心を動さざる小足らざらかり鎌倉政府は源家此血統絶えし後ハ君臣の名今既小絶え諸國の家人之小叛くも道德上の罪ありとハ人々此思はざる所あり其泰平と致せしものも其權力の平均せし為りのみされを楠氏の一撃一たび鎌倉政府の権力と挫き人心既ハ分離の勢小進みし後ハ北

條氏の威望又た之を收拾せらるる諸國の大名靡然
とて響應し皆を合一して政府に向ひたさざりし
も精強なりし鎌倉政府も僅らに三ヶ年を過さざりて
悉く解体し百五十年の太平も一朝に烟とぞなると
鎌倉政府をうやうに容易く滅びたれども之も叛き
て兵戎執り大名家人等も於ては實に危を踏み險を
冒その事業も一々非常の決断と要せしものあり蓋し
此舉や諸方一時小蜂起し如くなきども素と相
互に同盟し計を通し事と共したるもあらざれば各
人皆一箇の兵力と以て政府に抵抗せると同一なる

地位に臨み抑も各人一箇の兵力を北條氏の精密な
る配分の下に極めて僅少なるが爲め小勤王の二字を
激せらるゝと雖も其之を思ひ立つや亦た非常の危険
を冒さざればならむ故に鎌倉政府全く滅亡して後醍
醐歸洛あり後諸方は勝ち誇りたる大名家人も各々
其功を誇り其勇を稱へて其拳を振り其劔を鳴して多
年鎌倉政府の下に室屏しつり積鬱の氣を十分小伸
べんとす勢ふて東より西より南より北より皆を京師
と指して雲集せり是等々何れも敢死の兵剛勇の士小
して後醍醐の爲め鎌倉政府を亡滅せしむ就てハ親
族を失ひ身体をも傷け敵の一隊をも敗り一將をも截

せし者共なきば中興政府の下ふ於てハ我こそ若干の
 封領をも給はらり我のそ何等れ官位も叙せらるべ
 々き家と起し名を立たさるの時至る小なりと皆ふ欣
 として非常の望と後醍醐の政府に属してそ居たりけ
 る正統記曰我功を以てせし日
 本の半國と給ふも猶不足らざる
 然る小此等の武夫が京師に到着をば小及ひて其兼て
 期せし所を皆ふ悉く失敗たりたり彼の後醍醐の兼
 てより望と属せし所ハ鎌倉以来小盛なる武人の
 權と殺り公家一統の世となさんと目的れり代以て
 之と打滅も小於てこそ武夫の力と借りを社既ふ之と
 打滅せし後之と安樂代共小をふ其好む所を

て神教政府の教を長く帝室代柔弱ならしめたまは後
 醍醐の如き天皇と雖も一點の勇氣と胸中小蓄へざり
 なき故に事ごとく武夫と性質と異ふ最え困難の時
 と雖ども武人と面會をばと成嫌りたり其目的彼の
 如く其性質此の如くなく代以て鎌倉滅亡の後に及ひ
 てハ彼の柔弱にして決断もなく知略もれく唯だ詩歌
 管絃の巧みなり婦女子の如き無功の公家原祈禱
 と為し僧侶及び勝妻等が第一小恩賞と高官とを占
 め廟堂の上に充滿し諸國の庄園を拜領して又た武夫
 を補をべき任もふく武士小給ふべき地もふ或を之
 あれと一ヶ所を以て數名を給ふとある小至る太平記
 曰く

或ハ内奏より訴へ勅許を蒙るべし決断所にて論人其地
 を付け又決断所にて本主安堵と給はるべし内奏其地
 を別人の恩賞小行はるべし程は所領一ヶ故小武
 所小四五人給ふ主付く國々の動乱止む時を
 人の功勞全く無効となりて其利ハ白面の人小奪ハ社
 より然きども是猶ほ武夫等の蒙りたる不幸の最なる
 もれ小あらばるなり彼の公家僧侶等を俄う小國家の
 政權と執り諸人の上山立つ身と成りしうば諸國の武
 夫を皆が其れ賤蔑する所となきり而して其俸領亦た
 多かりしを家俄う小富みて驕侈の有様人の耳目と
 驚らし品行敗き風俗崩き醜聲四方小聞えたり太平記
 五十餘ヶ處の守護國司國々の關所大庄と悉く公家
 被官の人を拜領し其外千種殿と文觀僧正の奢侈鄭白の衣
 食に飽けむと其外千種殿と文觀僧正の奢侈鄭白の衣
 の事を記すこと詳なり太平記卷の十二を見よ然る

諸國の武夫ハ之と比肩する能はざるのみならず外
 にありては香車の後小走り内小在りてハ青侍の前小
 跪かざるを得む且つ當時最も武夫の榮譽と傳たり
 御家人の名も廢せらる凡下と區別なきに至れり是れ
 豈に武夫の最も怒るべき點ならずや然きども是猶ほ
 武夫等の蒙りたる不幸れ最なるものに非らざるなり
 中興の政府も天皇ハ政府なる代以て萬事儀式と正ふ
 一裝飾を要すはるの何れ故小官省新築を傳るべら
 ず宮殿新設せざるべからざる是れ隨ひ無用の土木盛
 起り官庫空乏紙幣を發行するも償ふ能はざるして終小
 日本國總て此地頭御家人の所得二十分の一代課して

被官の外と未だ恩賞と給たる者あらざりし申状と格
 状を止りしつち忠功の立たさると恨と政道の正し
 らはつと補して皆本國今の如く公家一統の天下ふら
 ふ歸つゆをなす云々 今諸國の地頭御家人も皆奴婢雜人の如くにてあ
 るべし哀と如何なる不思議の事出来て武家再び四海
 の權を執り世中ふなきと云ふと思ふ人のみ多きをけり
 如此と人民の上ふ立てり如此と政府は善く永久を保
 つ能はざるや知るべきふり是より親政は名稱も武夫
 の心伐撃くに足らざる天皇の論言も世の冷笑をもる所と
 なりて天皇歸洛の後未だ一年と經ざるふ關東關西共
 ふ反きて一方と鎮定もれが又一方より起り其他種々此
 事情を以て諸國の武夫を終ふ源家の末流なる足利

氏と新田氏の二黨と奉戴するに至れり故に中興政府
 は天下を得るに暇なく既ふ天下と失へり

此二黨強大ふふり不及びて互に覺隙と生せりと公
 家の政府素より之を鎮定すべしとの兵權もなく之を裁
 判するに知略もなく唯だ僅うふ新田黨に命じて足
 利黨の強大を制せんとせりといけり斯く後醍醐新田
 黨の上ふ立つ不及びて足利黨は持明院の血統を奉
 立て、之と争へり是より兩黨競争は帝室兩流の争と
 なり諸國の武士も此兩流の下ふ従ひ互ふ相ひ戦ふ是
 を則ち世々南北朝の戦と稱するもれふして我日本人
 民が嘗て經驗を以て最も殘虐なる革命の一例をけ

南北朝の戦の間ふ新田氏楠氏の如き豪族を亡滅したれども猶ほ足利氏の親属臣下の志と得ざりしものは數々南朝ふ投して之ふ抗しき處も付と五十四年間殆んと戦亂止む時ふ此打續する戦亂の間ふ弱を強ふ食まれ小を大に併され鎌倉政府の時ふ一度整ひしりし順序ハ全く破壊して復た見るべき跡方もなす此際ふ當りてハ一般人民の有様最も憐まありき何きの黨の勝つふもせよ最も損害と蒙むるも此を關係ふ人民なき其君ふ忠を盡し其黨ふ勝を得させん為り小人の財産ハ奪掠せらるる家屋を燒き盡され丁壯を奴隷

となく老弱を饑餓に迷ふ其有様見るふ忍びざりしれあや天平記北畠顯家の陸奥より登る時其勢都合五十神社佛閣と燒き拂ふ物も此の勢の打過る民屋を追ふ一本と無りけり○越後の兵新田義貞と越前小牧の兵と加賀の兵と攻め込めし時兵糧ありて加賀の兵と亂國を暫く逗留して行末の兵糧を用意をばす加賀の蓋古来我國の人民此時程の辛苦を多くありし北ハ奥羽の片偶しと南を九州の末ふ至るまで大軍に横行する前後幾回なり成知らざるも恰も大風の砂袋捲き石を飛して四海の内昏朦となりたる有様あり此戦連綿として長く打續さるる諸國次第に凋弊し始りふを常に數萬と動して戦きは強黨も終り其生力も失ひ高も

動く能はざるが如く見えたり

ゆきが鎌倉政府の滅亡せし後復た世を治むるは豪傑
なり唯だ名爵と有する貴人武力伐蓄ふる大名等が徒
ら無辜の民と驅逐して互に相吞齧せんと欲するのこ其
志を所成問へば或は忠臣あり孝子あり皆ふ必しも暴
戾殘虐と嫌はるとすふあらざると雖も忠の爲り孝の爲
りふ已むを得ざりて之ふ至るなり嗚呼人民を多もの
豈小猥る兵を弄して政府を叛するを得んや鎌倉政府
滅亡の事か如き嫉妬の心より發し忠義の感情は潰へ
武門の高名心ふ終る者あり是を皆を以て兵を擧るの
理ありともはふ是ら然れども一度之を得て能く治

めを猶ほ可なり徒ら世を潰爛して止むふ至りては如
何ほど忠臣孝子ありとも稱賛をべきふあらざらば

第六章

南北朝の戦乱以後 戦國に至るまで

南北朝五十餘年の戦亂後國家の有様全く一新して舊時の状態と存するも極りて稀なるを今其景況茲略記せん蓋し鎌倉政府の時小於てハ所謂大小名即ち守護地頭人を云ふも其數甚だ多くして其領する所の土地大なるも四五荘小過らず然して皆其領する邸宅と構へ農工を少く其近傍に集りて小部落と為し其小ぬものも數十人の武夫を率ひ其大なるものも數百人小なるを以て其配今の法極りて均一を勉めたり南北朝の時及び其後小及びては大名の小にして弱なるものあり或ハ滅亡し或ハ併吞せらるるまで大名の數

大に減少し其領する所の土地大なるも四五州小渉り小なるも一二州以下を皆堅固要害の地小城廓と構へ商工も其近傍多く集り其帥る所の郎黨も大なるも數萬人小なるも數千人小下らざる而して其臣下の内小も數千人と率ふるものあり小至れり又た公家武家の間たの關係を考ふるに鎌倉政府の時ハ公家を猶ほ尊威とせし失ハざるを以て高名心あり武夫として屢々其指顧に應せしむる小足り又た鎌倉政府をも抑制せし所あり南北朝の時及び其後小及びてハ公家と武家小對して權威なるのみならず全く是小凌蔑せられ所領をも專領せらるる小數なるを

太平記卷二十六

妙吉侍者高師直師泰と謙り得語曰く今武藏守越後
 守の者申せざる何と少所と御思さ給ふ其近邊寺社本所
 官歎の領あり事の境と猿さう知行せよか王と云ふ人の又正
 の承り干の事の領とさう若くは内裏院御所と云ふ所の有
 く若くは六の造りさう若くは内裏院御所と云ふ所の有
 王を木を以て造りさう若くは内裏院御所と云ふ所の有
 さよ云々方へ造りさう若くは内裏院御所と云ふ所の有
 三小曰く天此二千餘年兵乱の事禁裏仙洞竹苑十
 とと纒ふ十て公卿殿上諸司百官の宿所多東寺焼合戦の
 地と藤ふ十て公卿殿上諸司百官の宿所多東寺焼合戦の
 らと藤ふ十て公卿殿上諸司百官の宿所多東寺焼合戦の
 下或ハ落大井桂門の川武士の屋形の上外藤女房達小至る
 遠立忍朝氣の煙絶後首陽小死る夜人多薄公家の曉人の
 霜冷朝氣の煙絶後首陽小死る夜人多薄公家の曉人の
 の加様小窮日頃ふ百倍に轉身小道錦繡とひ纏ひ食武家
 の族富貴日頃ふ百倍に轉身小道錦繡とひ纏ひ食武家

ハ珍と八年の項の云々是二千又其大名及び人民の關係と
 考ふ小鎌倉政府の時於てハ守護地頭の職と有功
 の將士と與へらるたりと雖も猶ほ人民と治むる其
 職務小して時々其治法を視察し督責する舉も見え
 り南北朝の時及び其後不至りてハ人民と地頭の所有
 の如く地頭を守護の所有の如くなきて其掠奪と擅
 したれども之と禁むるものもな
 天下と成敗せし時諸國の守護大犯三箇條の檢断の外
 一綺ふ事無りし意小今大の守護共小只守護の計断の外
 くに召仕の成敗寺社意小今大の守護共小只守護の計断の外
 領其権威の古の六波其變遷此の如くなるふ為り小
 羅九州の探題の如く六波其變遷此の如くなるふ為り小
 其社會ふるりの復た往時の社會ふるなり其人民政府

なすもの復た往時ハ人民政府ふあらば其王室公家ふ
 ぶもの復た往時の王室公家ふあらば唯だ日本人民一
 蹴して一新世界の内ふ入りさるが如くにぞ見えふ
 何代以て此の如き變遷と生せしやを考ふるふ蓋し録
 倉政府既ふ亡び南北の兩黨兵と内地に動うふ當て
 兩黨共ふ其兵力大に相異なふありにあらば其土地亦
 た兩黨の有ふららば其門地亦大に貴賤を異しす
 ふあらば其武夫亦た悉く養兵あるものふあらば
 全く烏合のもれあり故ふ一勝一敗以て敵となるべく
 以て味方となふべし其安危存亡瞬息の間ふ變をうけ

以て之を首長をもつもの常ふ戦や競々として唯だ一
 たび得る土地及び人馬を復た之と失はざらん事と
 顧慮せり蓋し諸國小土着の武士起りしより地方を治
 るに任る將帥の器と撰まざるべし倉倉政府
 の置く處の守護職の如きは警察裁判と兼ねると雖も
 其實鎮將の如き者あり天下亂るふ及びて此等の武
 夫亦た寄る處なし唯だ強者ふ就く其武力を試みんと
 欲ふ故ふ戦勝てば雲の如く集まり敗まれば霞の如く散
 る之を將するもの亦た之と如何ともすふれし故ふ一
 たび得る土地及び人馬を復た之と失はん事代恐き
 即ち己の黨與を諸國に配賦し以て之と管領せしむる

り之と守護と稱ふ是法能く小武夫を約束し得べしと雖も其守護する者未だ以て忠節無二危ふ堪ゆるの人と為る能はず故ふ之に許るすに専權を以て之ふ與ふる土地の富と榮譽の位格とを以て其甘心を得て以て其黨と固結強大ならしむんと企てざる斯く廣大なる土地をか與せらば、ふ及びて此守護亦た容易く之と失はざらんが為ふ王者の爲す所を倣ひて之を其從者ふか割し從者も亦た之に倣ひてか割し各々其從者ふ任して以て其領地の武夫を統轄せしむゆゑふ土地の領主も則ち軍門の部將として一朝事ありれば即ち帳簿を閣して甲冑と着し算筆と抛く刀劍を提へ各々

其統轄する所を率ひて將軍に旗下ふ集り以て敵は向ふされど人間の階級大ふ増加して上を將軍と下を部卒下民ふ至るまで次第に君臣の約成立て、以て統轄するふ至るは是れ時世の勢然らざるを得ざるふ出ると雖も其土地人馬を守るは方法亦た巧みな處あり南朝北朝共ふ此の方法と勉めたり而して南朝に於ては時務は暗に公家専ら事と執るは以て智略あり諸將も力を伸ぶる能はざるが是れ氏を此方法を十分に行ひ數多の武人と己の黨與とを以て終ふ能く南朝を亡ぼし一時天下の武將と仰ぐ、を得たり是れ則ち右の如き變革は國家ふ發する原因にして我

國封建の勢終ふ熟成に至りては全く之を基と云は
ざるべし

然りと雖も足利氏として其抗敵を滅せしもの
又足利氏として其威力代海内不失ハ一處一所たるを抑
黨與と封建を心の事ハ敵の侵入を防く不利ありと雖
も結合すふの力に至りては極て弱きものなり夫の土
地の富と軍馬の力とを蓄ふものて少許の不満も主
者に向ひて抗抵を試みんとするハ勢あり史家或ハ足
利氏ハ叛者
多きと以て尊氏南朝を叛く應報と為るものあり然り
と雖も古來各國封建の世ハ必ず乱臣賊子あり温良
の君と雖も亦た害に遇ふハ必ずあり封建の武
族を威服せしむるは未だ品行を以て論をばらばら
也 足利氏ハ眞小武將と仰う社をり然まども仰がる

たつ小あらがるなを南朝の勢衰ふると同時は此守護
を漸く制するうらがるもれとありて足利氏の初三代
ハ其君臣父子兄弟の戦ふ殆んと暇なき者の如し然
て其三代の末に至りては關東の藩鎮をりし足利氏の
一流漸く室町と相闘くの色と顯々せりけき南朝の
亡ぶる小及びては更ふ南朝も恐るべきその諸國ハ
充満より名分の上小於てこと君臣上下の差別ある其
實力小至りて之を頡頑をばし程の大名極めて多
而して其叛くや足利氏十分小之を討滅する程の力あ
るなり故小其降るや亦た其罪を責り其封を割く能ハ
ざるなり當時の大名等相語て曰く家と大小せんと欲

せが叛より善き者なり」と又た曰く弱き者を誅せらるる
強き者を禍と免らる兵と連ねて自ら強ふる若ら
どと其凌蔑する如此し故に位足利氏の下にあまも雖
も力能く執事と定め又た能く之を倒し威能く將軍と
擁し又た能く之を追ふ其專横放肆至らば所なり是
を特にお室町のみふあらざ鎌倉亦た然りともども是より
政事上の一致全く破れて所謂政府なるもれもふく人
民ふくものもなく全國一般の法令行われずして皆一
地方ふ限り一曲處ふ止まれり此時に至りて人心再び
北條氏の政治と追慕し鎌倉の禮義法度を知らざるを以て
撰りて、此執事ありて斯波貞永の成敗に似たりとて撰

まら、の管領職ありて細川其他一二の人物ふさふあり
どと雖も國家の勢亦救薬すべからざ空しく舊政追慕
の情代史上訴す耳建武以來式目追加の前文は曰く
義時泰時の政は倣へば天下治ま
し所謂善者ありと雖も亦之と如何ともそふがりと
云ふもれふるべし然きども南朝の亡びし時二十零五
少康と稱むべき者ありと此等の人れ力ふ歸せざれば
うらばるるを其間敢て戦亂ふしと云ふも非らざる則鎌
倉將軍も此際ふ滅し室町將軍も此際ふ弒せらるる
ありて關東及び九州地方と絶えざる戦亂の有様にして
京畿近傍亦た時ふ大戦あり室町ふありて二十零五
十七年ふ大内義弘の乱あり

赤松満祐將軍義教を弒せり關東の叛ありて二十年
 六倉將軍亡ぶ其憲の乱ありて二十年
 録倉將軍亡ぶ其憲の乱ありて二十年
 後の時代は比社を較戦亂少なりと云はざるべからず
 此際足利氏の制度少く定まり室町つて三職十頭奉
 等の制を定む鎌倉の管領より之は倣ひ自ら將軍法令亦
 と稱し家老と管領と稱し更ハ屋形を置けり軍法令亦
 た設けらる並武以加の式類其制度法令決して實行せら
 きたるふあらざると雖も稍々大名等の威權を制し其皇
 張を抑ふる所あり如し然きとも一般の人民に至り
 ては此時に至りても猶ほ休息をば事を得ず戦亂の未
 だ鎮定せざる頃より將軍及び大名等々早く既ふ人民
 の財産を奪掠して其驕逸を資けり戦亂の定まるふ

至りて之を行ふこと益々甚し
 太平記卷之三十三都
 計と在京の大衆と結んで茶の集めり
 曲録の上の豹虎の皮と布並居たり
 の諸侯と遊宴をふす時食膳方と座の異
 の珍物と備ふ其心百種五味の旨酒と
 數に十番の齋羹点たり飯後小茶の初
 共色々様の外居雙べたり引置物と積
 百人々色染の物各百十重副置て五
 頭百人色染の物各百十重副置て五
 沙金百兩の鎧、麝香の縮花の懸た
 今為立たぶ、麝香の縮花の懸た
 く、後みふ、麝香の縮花の懸た
 を盡し、後みふ、麝香の縮花の懸た
 香を知らず物と是も如く積り重ぬれ
 替を知らず物と是も如く積り重ぬれ

手と空集す田樂様樂傾城白拍子のふんど小皆取られて
 又供佛旅僧の檀施此茶事過て又博奕を捨て玉を淵
 沈めたる五貫十貫立も勝人一夜の勝負五六千貫負る
 人のみあて貫て百貫も勝人一夜の勝負五六千貫負る
 白拍子民百姓の捨ける故也抑も此寺社の本所を押取
 取り土民百姓の資財を責り取り論人訴人の賄賂と取
 物共々たる夫の後世此開化を飾るべき器具技藝を早
 く既ふ此人々として飽かすたて建築する金閣あり
 銀閣あり花の御行れ覺て其費六十万緡高倉御所の障
 子と一間の價二万錢皆ふ鉢玉と琢る金銀伐鏤めたる
 將軍此の如くふりくると大名亦た之小倣ふて邸宅と
 壯麗ふ其驕侈と極め領内の民財を奪略し来りて之
 と京洛の内ふ散せりさねが異國本朝の珍器玩具多く

此小集り綾羅錦繡の美も委して地ふありと鼎と鑑玉を
 石金ハ塊珠を礫と云ひけり代の有様も斯くやと思ひ
 知らるべきなり此時ふ當り遊技亦た大に改まりて茶の會
 も志ばし行り社を傳習し來りたれど禪僧支那の時
 不至りて最も威りふなり美麗を盡さるなりとぞ
 茶具より茶堂ふ至るまで美麗を盡さるなりとぞ
 田樂猿樂の類々常小遊宴小伴ふの一樂とふまり
 條氏の時始まるなり今詳らるる猿樂
 も亦た北條氏の時始まりて足利氏の時井田の八郎
 素の嘉兵衛此戲を大鳴呼古來人間幸福快樂の具多く
 暴君汚吏の世代擅ふ貨財配分の公平ならざる時小
 發をは成以と識者の賤む所とふりとも理なきと覺え
 たり

の人民ハ皆ふ君主を戴き其属隸とありて其厭くおふ
の欲と満たさるるを得ず其暴虐の命ふ従ひざるを得
ざれば極ふ陷まり此時君一人民として威力ありしや
を其肉と食ひ其骨と碎くも猶ほあきたらざると云ふべ
し彼の開明は人民の最も嫌忌せし主僕の教漸く威
ふかり此暴戾無憐の盜奪者と君主と仰る君恩の萬一
ふ報ひしと教へらるることうたてけし

然りと雖も是未だ我人民不幸の極點に達せざらば
し海内の人民此の如き有様と以て殆んど百三十七年
間楠氏兵と擧げしの苦痛ふ堪へたりしが終り二千
二百年代の中頃に至りて限りなき潰爛の内ふ沈没せん

とぞたりけし其淵源と尋ぬる小足利氏の御所中
於て最も威力ある豪族二人が嫉妬の心より互ふ兵戎
執て相争ひしを勇氣ありし諸大名も各々其好む所
従ひ靡然として之小應一攝津丹波土佐讃岐阿波三河
備中淡路和泉紀伊河内越中隱岐出雲飛騨近江播磨備
前美作加賀凡て二十州十六萬人の武夫々夫々此守護
ふ従ひて京師の東に陣し但馬播磨備後伯耆備前因幡
美作石見越前尾張遠江大和河内紀伊能登丹後伊勢土
佐美濃周防長門豊前筑前安藝石見伊豫凡て二十六州
十一萬六千餘人の武夫々夫々の守護ふ従ひて京師の
西小陣し互し獅子の如く怒り虎の如く叫び日頃の

武勇と現はせり此時小至りては足利氏も亦た王室の如く京洛文弱の氣に薰染せしむば彼が始り王室と擁して戦ひをば如く亦た此二軍の爲りに擁せらるる將軍の名も唯だ僅ら旗鼓の光榮と添ふこの一具となさるのこ然れども此等の事を最早武夫の氣と輕重をる小是らばなり此戰の關ふ小當と兩陣の主長共小俄う小死去せしむとも無數の將卒猶ほ相對して日々夜々戦争止む時なく殆んど十一年間洛中小相對峙せし斯く洛中よ於て戦争をなす時小當て諸國よ於ても亦其黨よ從ひ互小相鬪争せし就中關東を早く亂さく足利氏の威力及ばざるは此戰小關係なきか

如く如きども其豪族等又各々相軋して自己の戦止む時ありしをされど人民の家屋を概ね兵燹し懸り夫の豪族等の玩具より貴貨珍寶も互小取り合ひの目的とありて全く消滅し京洛の内小傳りたる古來の記事文章等も多く焼く盡し

彼の南北朝五十餘年の戦亂よを王家の尊威大に衰へるる小均しく應仁の亂十一年間打續きたる後足利氏は威力悉く地に墜ち將軍の命も大名と動るを能く王朝の時よを久しく武人の影慕と得尊氏の創業よも士心攪る助とありたる源氏に血統も此に至りて武人の顧みざる處とあり是を諸大名を皆各々其國

小據りて鄰國と攻撃し天皇命を奉り聞らば將軍令す
 るも肯ぜず唯だ無益なる戦争小人命と財産と成糜爛
 して徒小其高名心を慰めんと思ふ所のこされが諸國
 十小分裂して全く戰國となり如何なる小國と雖も
 皆小城廓と構へて其領主の親族を防護をたり國家の
 有様此の如きに及び海内一般丁壯を人類と滅絶する
 職業小從事し老弱を之と支ゆるれ器具糧食と製し人
 間社會を幸福と營むれ場所小あらざして吞齧と試む
 この區域と成り猛惡無雙の勇士諸州に充滿してさし
 も小尊むべき人命も鴻毛より軽く見做され人さへ見
 きを唯だ常し相戦はんと思ふ構へけり諸國の大名等ハ

之と養ふに忠義の教と以てし之を勵まそに奮死の榮
 と以てし即ち之を驅く以て隣國を侵入し其貨財と掠
 り其人命と奪ひ目小觸る者凡て刀鎗と兵燹と小委
 して以て歸り或を敵國反て勝を得る事ありれを必す之
 小報ゆる小更し甚しきを以て二千百四十年の
 頃より二千二百五十年の頃迄は、小有害の戦亂海内
 一般小行ハれて甲興り乙倒さ丙散り丁集まり昏々紛
 々相亂して其常形を見なく交互錯綜して理す處
 なく其混蕩の間小將軍も管領も名あり公家も大名も
 行方知まざる消え失せたるもの極て多し人間社會の有
 様此の如き小至り眞小憐むべき事ありや嗚呼人豈

不他人の爲り、世に生きたんや然らず、當時の人民自ら
世に立つ能はざりて生命を以て他人の用不供せざり
と得ざるのみならず、因習の久しき之を以て人間の榮
譽となく、不至る人間の有様憐むべきの極度、達せんと
云ふべし。

神教政治の勢威なき時、當て帝統の神權を信ぜざ
るものあり、社が其朝廷亂る、其朝廷亂る、ときち其人
も亦た世に立つ能はざるべし。封建戦國の時、當て
忠義の教を疑ふものあり、社が其君家亡ぶ、其君家亡ぶ
社が其人も亦た世に立つ能はざるべし。列國對峙の
時、當て報國の心なきも、社が其國破る、其國破る

も亦た其人亦た世に立つ能はざるべし。彼の報國忠
義神權の如きも、當時にありては皆人々を益を不む
のなき、若し其れ益ふくむ、豈に能く人心を集合を
は此の如き不至らんや、聖人出づるに及びて之を經
典とし、之を集録して、以て世に教ふ而して、世人の之
を信ざる愈々厚く社會の結合愈々固く之を終古に
徴し、之を萬國に實を絶て、異例と見を即ち知、此
等の教皆ふ、當時に欠くべからず、これ一具にして、異
時異處の見識を以て、賤蔑をべからざる事、然りと
雖も、余と以て之を見、是皆な一時變を制するに
教ふるの、何を變と云ふ請ふ、逐一之と述べん夫

主人の社會小仲間入をもれを素と其便と得て一生と快樂ならんやんや爲めならんや各々自ら其利を計りて勞作し害と他小及斥さ、れが其事已まんのみ素とよき國と立てて何ぞ報國哉要せん素より君臣ふし何ぞ忠義を知らん素より君統ふし何ぞ神權を用ひん人々善と爲さざん人々惡と爲さざん善惡邪正の教長く跡を人間社會小絶たん人間社會たつもの宜しく此の如くふべし是余の人間社會の正状と稱すは所也社會の有様正變ふし余の幸福最變状然りと雖も人世變多し或る國を立て或る主と立て動もとれが互小相吞噬して以て快と呼ぶ神權

忠義報國の教亦た少く其勢と憊憊をもれなふ小あらざる豈に能く萬世不易の教とふす哉得んや且其ま此等の教皆が一身の利益を捨て他人の利益と計りの語なり若し一點私心は其間を挟むとさる之と貶して偽とそ是ま其意偏小國に許し君に許すと尊ぶがゆゑなき嗚呼人間豈小他人の爲し世に生せんや其私心と抱うざるを實し其私に利ありが爲し人々之と尊ひ聖人之代教ふと雖も人々の爲し私利と計りて私利と得たり時こそ始て憾とならふべし故に余を神權忠義報國等の教を以て人間社會の變状を處するに一具と爲し而して完全無欠の教へ

と認むる能りざ然りと雖も俄ら小之代排除を以て
望むふあうが唯だ速に排除すふ代氣運に達せん事
と望むのみ

日本開化小史卷之三終

卷之三

明治十年七月十日板権免許
同十五年七月六日再板御届
同年七月十二日出板

著述兼出版人


静岡縣士族

田口 卯吉

東京牛込區牛込北
山伏町四十三番地

東京 書林 賣捌

日本橋通二丁目	北島	茂兵衛
同通二丁目	稲田	佐兵衛
芝三島町	山中	市兵衛
浅草茅町三丁目	北澤	伊八
小石川大門町	青山	清吉
日本橋通三丁目	丸屋	善七
同通三丁目	小林	新兵衛



210.1
Ta/57m
t